

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2018年11月5日

国務院、「証照分離」改革を全国範囲に拡大

国務院は2018年9月27日付で、≪「証照分離」改革の全国推進に関する通知≫（国発[2018]35号、以下「本通知」）を公布し、従来一部地域で試行されていた「証照分離」改革を、2018年11月10日より全国範囲にて拡大実施することを規定しました。

「証照分離」改革とは、「営業許可証と行政許可の取得手続の切り離し」を意味しています。2015年に「先照後証（営業許可証の取得後、一般的な生産経営が開始可能となり、許可が必要な生産経営については改めて関連部門にて許可手続を行うこと）」の試行が上海市浦東新区で開始され、2017年には天津などの10自貿区へも試行が拡大されました。

また、2018年には「証照分離」改革の更なる推進のため、上海市浦東新区にて「照後減証（審査批准証書の発行をできるだけ減らすこと）」の試行が、商事制度・医療・投資・建設工事・交通運輸・商務・農業・品質技術監督・文化・観光の分野で開始されました。

今般、国務院は従前の試行成果が良好な「証照分離」改革の106項目の措置について、第一弾として2018年11月10日より全国で展開することを決定しました。

なお、従来の措置のうち今般の全国展開に含まれなかった措置または改革試行管理方式が一致しない場合、引き続き従来の試行を継続します。試行期間の終了後、実情に応じて全国推進の可否が決定される予定です。

<改革の経緯>

通達	試行地区	試行期間	対象項目	
2015年 国函[2015]222号	上海市浦東新区	2015年12月22日～ 3年間	116項目	「先照後証」
2016年 国発[2016]24号	上海市浦東新区	2016年4月19日～ 2018年12月21日	6項目	
2017年 国発[2017]45号	天津など10自貿区	2017年9月22日～ 2018年12月21日	116項目	
2018年 国函[2018]12号	上海市浦東新区	2018年1月31日～ 2018年12月31日	47項目	「照後減証」
↓				
2018年 国発[2018]35号	全国範囲にて実施	2018年11月10日～	106項目	「照後減証」

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

<本通知の概要>

● 改革方式の明確化

2018年11月10日より、全国範囲において第一弾となる企業関連行政審査批准事項106項目について、①審査批准の直接取消、②審査批准から備案制への移行、③告知承諾制の実行、④参入手続の合理化、の4種の方式にて「証照分離」改革が実施されます。

国家・公共・金融・生態の安全および公衆の健康などの重大な公共利益に関わる場合を除き、許可類の証書手続は、上記4種の方式によって分離されることとなります。また、許可証書と営業許可証の役割が整理・調整されるため、審査批准証書の発行が軽減されます。

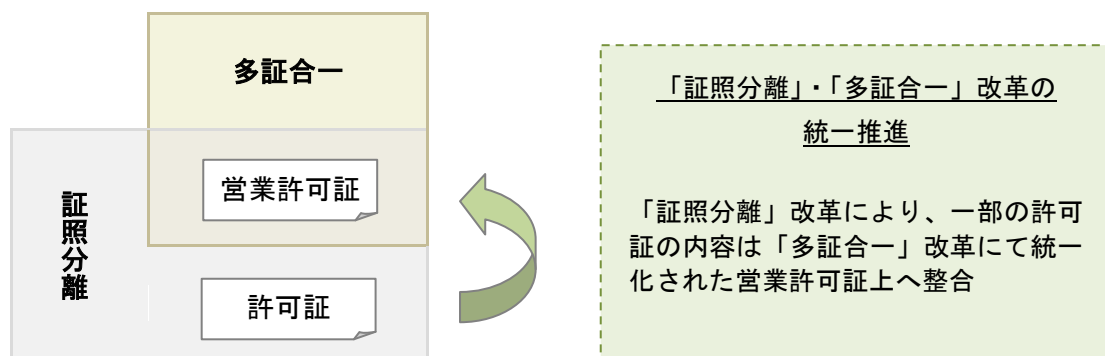
	①審査批准の直接取消	②備案制への移行	③告知承諾制の実行	④参入手続の合理化
定義	営業許可証の手続後、経営活動が可能	備案資料の提出後、経営活動が可能	審査批准条件への合致・資料提出の承諾後、その場で審査批准手続	審査批准の資料簡素化、期間の短縮、権限の委譲等
対象	2項目	1項目	19項目	84項目
例	・国際船舶管理業務経営の審査批准（外資）	・非特殊用途化粧品初回輸入の行政許可※	・外商投資による映画館設立の許可	・外商投資旅行会社業務経営の許可

106項目の詳細は中国中央人民政府のウェブサイトをご参照ください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-10/10/content_5329182.htm

● 「証照分離」・「多証合一」改革の統一推進

営業許可証は、登記主管部門（市場監督管理部門、旧工商部門）が法定の条件・手順に基づき、市場主体の資格・一般営業能力を確認後に発行する法的文書です。「多証合一（複数の証書の一体化）」改革後、営業許可証の記載情報はさらに増え（全国統一の「多証合一」※は、商務備案・税務登記など企業関連証書事項24項目）、営業許可証の取得後、一般経営活動を直ちに行うことが可能です。

一方、許可証は、各審査批准主管部門が法に基づき特定の市場主体に別途発行する証書であり、当該主体は、営業許可証と許可証の双方を取得しなければ特定の経営活動に従事することはできません。



SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

● 期中・事後監督管理および情報収集・共有の強化

本通知は、関連部門間の情報収集・共有により情報公示を行う信用監督管理を主とする新型監督管理制度の構築を規定しています。

全国および省級の信用情報共有プラットフォーム・国家企業信用情報公示システムの改善により、市場主体の基本情報・信用情報・法律規定違反情報をさらに広範囲で収集・共有する業務協同を要求しています。

※ 非特殊用途化粧品の新規輸入に対する備案管理試行の詳細は、SMBC NEWS【2017】10号・SMBC (CHINA) NEWS【2018】21号ご参照。全国統一の「多証合一」改革の詳細は、SMBC (CHINA) NEWS【2018】22号ご参照。

弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。

(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心15階15T21室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西岗区中山路147号 森茂大廈4樓-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599